

移住人材確保支援業務に係る事業提案Q&A

質問 受付日	回答 公表日	番号	質 問	回 答
2/10	2/15	1	会計検査院検査対象業務となるのか	地方創生推進交付金を一部財源とするため、会計検査院検査対象業務となる予定である。
2/10	2/15	2	人員体制に企業確保人員の記載がないが、出展企業の確保等が必要な事業の1/2程度の確保は、仕様書記載の人員体制で企業の確保をするのか？	仕様書11(5)に「人確業務及びマッチング業務で、それぞれ募集企業の概ね1/2以上の申込を確保することとしており」と記載しているとおり、企業確保の主たる責任は当業務ではなく、別途、中小企業人材確保推進業務と京都企業・求職者マッチング推進業務に、合わせて募集企業を超える申込企業を確保することを義務づけている。
2/10	2/15	3	人員配置 京都テルサ常駐でなくてもOKとのことだが、スタッフも常駐でなくてもよい認識で良いのか？ 移住コーディネーター 9:00～19:00及び日曜・祝日等のイベント運営で振替休日等取得の場合は、1名では運用できないが 仕様書に記載以上の人員の配置を希望されているのか？ ※その場合、予算の積算は1名での積算かサポート人員の person 費も積算されているのか？	スタッフの主たる従事場所は、京都テルサに指定はしていない。仕様書3(1)アに記載のコーナーについては、常にスタッフを配置せずに完全予約制で必要時にスタッフを配置するという提案も可能である。
2/10	2/15	4	3に関連するがスタッフの従事時間は9:00～19:00の勤務時間はそのうちで8時間勤務の理解で良いのか？	利用者の利用希望時間を配慮した上で、労働基準法に拠った人員配置をお願いする。
2/10	2/15	5	令和3年度京都府移住支援金を利用しての就職人数は何人でしたか？	令和4年2月14日時点の移住支援金の活用実績は、1人となっている。
2/17	2/21	6	1について、全ての経費使用について実費精算(証憑検査)となるのでしょうか？ 証書類と日報の検査実施をされる理解でよろしいか？	会計検査院検査対象業務となった場合、財源として活用した地方創生推進交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の適正な執行状況を確認するため、仕様書で定めた業務に係る経費支出について、証憑資料の提出が求められる。 なお、証憑資料は、会計検査院が必要と判断した場合、委託事業の執行に関連するものに限り、証書類と日報以外にも求められる場合がある。